

【住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置について】

令和4年3月31日までに、既存住宅において一定の要件を満たす省エネ改修工事を行った場合、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税額が減額されます。

1 対象となる家屋

- (1) 平成20年1月1日以前から所在している家屋（賃貸住宅は除く。）
- (2) 改修後の住宅の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下であること
- (3) 居住の用に供する部分の床面積の割合が延床面積の2分の1以上であること
- (4) 次のアの工事、又はアと併せてイ～エの工事を行うこと
 - ア 窓の断熱改修工事（必須）
 - イ 床の断熱改修工事
 - ウ 天井の断熱改修工事
 - エ 壁の断熱改修工事
- (5) 改修部位がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合すること
- (6) 省エネ改修工事に要した費用の合計が50万円超であること
（国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く。）
- (7) 現在、他の固定資産税軽減・減額措置等を受けていないこと
（ただし、バリアフリー改修に伴う減額措置と併せて適用することは可能です。）

2 減額される期間及び割合

改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税額を3分の1減額します。
（ただし、対象となる床面積は、1戸につき120平方メートルまでに限る。）

3 申請方法

改修工事完了後3か月以内に下記の書類を資産税課に提出してください。
（3か月を経過した後に提出する場合には、申告書に理由を記入してください。）

- (1) 固定資産税（省エネ改修）減額申告書【マイナンバーの記入必須】
- (2) 増改築等工事証明書
- (3) 工事費明細書（見積書）
- (4) 領収書
- (5) 改修工事後の建物平面図(工事箇所の分かるもの)

なお、(2)の証明書については、国土交通省のリンクよりダウンロードできます。